

豊島区観光振興推進委員会設置要綱

〔平成26年10月22日〕
〔文化商工部長決定〕

制定 平成26年10月22日

改定 令和 6年 4月 1日

(設置)

第1条 本区における観光まちづくりの推進に資するため、魅力の創出等について協議および意見交換を行う豊島区観光振興推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議および意見交換を行う。

- (1) 観光振興の推進に関すること。
- (2) その他区長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員は、次に掲げる者で構成し、区長が依頼又は指名する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 区の職員のうちから区長が指名する者
- (4) その他区長が必要と認める者

(委員の期間)

第4条 区長が依頼する委員の期間は、2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の進行を行う。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化商工部文化観光課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。